

減数調剤に関する細則

【減数調剤に関する細則】

○残薬調整（以後、減数調剤とする）の適応範囲

【適応範囲】

- 1) 内用薬については、処方箋に記載された医薬品の投与日数が対象
- 2) 頓服薬については、処方箋に記載された医薬品の投与回数が対象
- 3) 外用薬、注射薬、その他については、処方箋に記載された医薬品の処方量が対象
- 4) 予約日受診できない場合の対策として、予備薬を必要とする患者には希望に応じて必要日数分を余分に残るように調整することは可
- 5) 処方内容を残すために内用薬・頓服薬は、最低調整日(回)数を1日(回)分とする。(0日(回)は不可)
外用薬・注射薬・その他については、最低包装単位とする。

【適応範囲外】

- 1) 麻薬および覚せい剤原料
- 2) 抗がん剤は、「疑義照会票」にて減数調剤可
- 3) 処方箋に記載された医薬品の1日量や1日服用（使用）回数等を減ずること

*減数調剤に関する細則の【適応範囲】の5)の項に関しては、他の医療機関への紹介・入院を考慮して、豊岡病院はもとより、他の医療機関ならび開業医の処方に関しても、適用していただくようお願いいたします。

○減数調剤後の保険薬局からの情報提供の方法

減数調剤の内容は「減数調剤報告書」にて、当日中に公立豊岡病院薬剤部までFAX(0796-22-5988)する。

※報告書に関する問い合わせ先は、公立豊岡病院薬剤部(0796-22-6111 内線 2340)とし、服薬状況等医師への情報提供が必要な場合は、現状通り「情報フィードバックレポート」にて運用する。